



2021年10月14日

各位

会社名 久光製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 中富 一榮
(コード番号:4530 東京、名古屋、福岡)
問合せ先 常務取締役執行役員
広報・IR担当 高尾 信一郎
(TEL 03-5293-1704)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

久光製薬株式会社(本社:佐賀県鳥栖市、代表取締役社長:中富一榮)は、本日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上と株主への一層の利益還元を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得しうる株式の総数 200万株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 2.45%)
- (3) 株式の取得価額の総額 120億円(上限)
- (4) 取得期間 2021年10月15日~2022年2月28日

(ご参考)2021年8月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	81,766,744株
自己株式数	3,398,151株

以上